

社会的企業育成のための基本計画（2008～2012）

2008.11 韓国政府労働部 (Ministry of Labor)

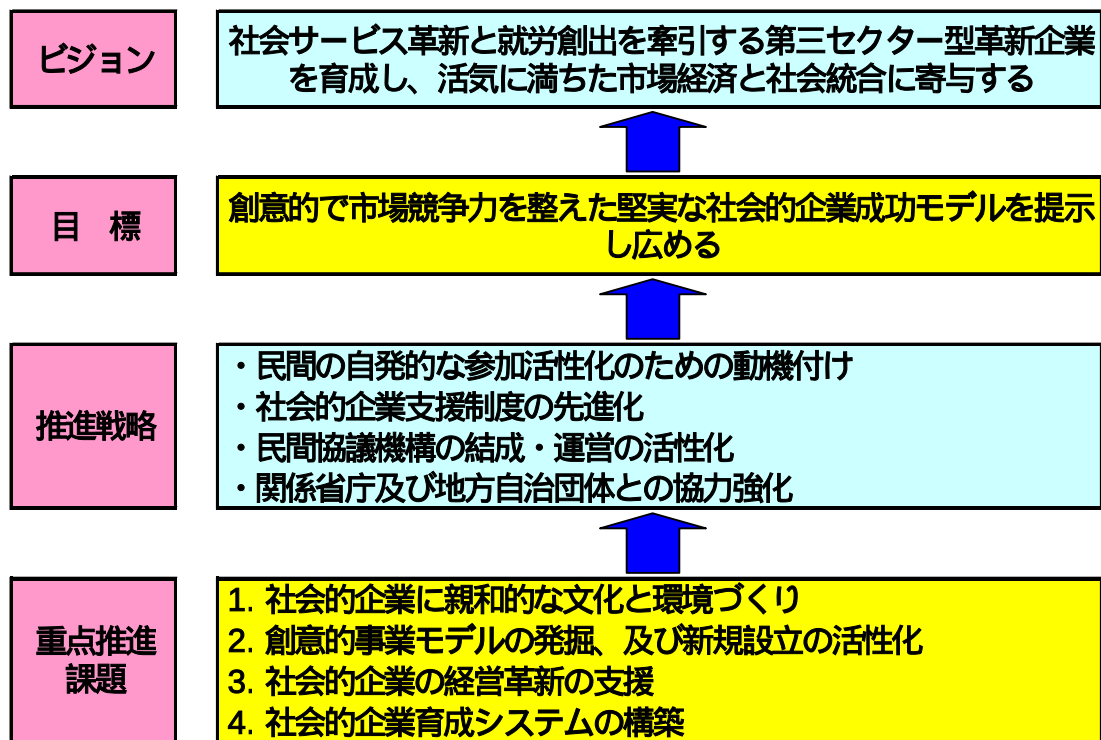
（仮訳）岡安喜三郎

< 目次 >

策定背景と推進経過
社会的企業の意義
この間の成果と与件展望
基本方向と推進戦略
重点推進課題
推進体系および役割分担

策定背景と推進経過（略）
社会的企業の意義（略）
この間の成果と与件展望（略）

基本方向と推進戦略



1. ビジョンと目標

□ ビジョン

- 社会的企業育成を通じて社会サービスを革新し持続可能な就労創出を牽引することにより社会統合的市場経済を具現することに寄与する

□ 目標

- 社会的企業は育成の初期段階である点を勘案して、社会的企業または従事者の数などの計量的な指標の提示はやめ、成功モデルを準備し広めることに主力を置く

2. 推進戦略

□ 民間の自発的な参加活性化のための動機付け

- 社会的企業の価値に対する国民の認識を向上させることにより、社会的企業の創業・運営支援の活性化を図る
- 市場競争力と自生力を備えた成功モデルを発掘し提示することにより、従前の財政支援就労事業との差別化を図る
- 世話するサービスの外に、環境、文化、地域開発など戦略育成分野の事業モデルを積極発掘することにより社会的企業の外縁を拡大する

□ 社会的企業支援制度の先進化

- 中小企業支援制度など従前の制度を積極的に活用しつつ、社会的企業の意義・役割に固有の支援制度を拡充する
- 人件費などの財政支援は段階的に縮小し、市場造成、購買支援、経営支援、交流・協力奨励などの支援を拡大する

□ 民間協議機関の結成・運営活性化

- 業種別・地域別協議体などを育成して、これを拠点に情報交換、価値確立や世論づくり、共同マーケティング、フランチャイズなどの交流・協力が活性化するようにリードする
- 大企業、大型 NGO などと社会的企業政策協議体を結成・運営して、これらの社会貢献活動と社会的企業支援の連携を図る

□ 関係省庁・地方自治団体との協力強化

- 市場造成、購買支援、税制支援、環境・文化・地域開発など分野別社会的企業育成のための関係省庁の参加を拡大する
- 地域別社会的企業育成協議体の結成・運営、条例制定、育成方案準備・推進など地方自治団体の積極的な協力をリードする

重点推進課題

1. 社会的企業に親和的な文化と環境づくり

「社会的企業育成法」施行を契機に国民的関心が高まっているが、その価値に対する認識はまだ低い

社会的企業の国民認知度は 16.5%(08 年 10 月)、イギリスは 26%(06 年)

社会的企業に対する認識の向上と正しい価値の確立を通じた、社会的企業の創業や成長に友好的な環境づくり

民間企業と自治体などの参加を促進し、社会的企業に対する購買支援と社会的企業資本市場育成の基盤準備

1-1. 社会的企業の価値の確立と伝播

- 社会的企業の価値や経済的社会的影響力を表現しうる指標(就業者数、賃金水準、売上高、国民認知度など)を開発して、社会的企業育成の必要性を客観的に提示する
- 社会的企業の内容と価値を中学校などの社会経済教科書に反映させて、社会的目的を重視する企業の多様な類型を教育する
- 社会的企業情報ポータルサイトを改編して、一般国民・企業などに、社会的企業、支援機関やその運営成果などを分かりやすく提供する
- 社会的企業に対する認識の拡がりを通じて国民的共感を形成する
 - 社会的企業の優秀モデルと成功事例を発掘して体系的に伝える

- 革新的な社会的企業家や後援企業に対して政府褒賞を実施する
08年褒賞規模：大統領表彰2人、国務総理表彰4人、労働部長官表彰6人
- 毎年各方面の著名人たちを社会的企業の広報大使に委嘱する
- 「社会的企業の日」を制定して、博覧会、社会的企業活動家大会、社会的企業家賞授賞式など多彩な行事を企画遂行する
08年「社会的企業の広場」行事開催(10.26～30)
- 社会的企業の意味と価値に対するイメージ広告を持続的に推進する

1-2. 民間企業との協力モデルの普及

- 企業の一回・寄付性の社会貢献活動を、社会的企業に対する投資や経営支援と連携するように国内外の連携優秀モデルを伝える
- 「1社1社会的企業」キャンペーンを通じて購買連携、フランチャイズ、専門ボランティア(*訳注)、共同販売などを活性化させる市場競争力を向上させる
外国の事例：創業支援および販路提供(アメリカ Pioneer Human Service)、フランチャイズ(アメリカ Ben & Jerry)、現物寄付(イギリス FRN)、研究と教育訓練(GoldmanSachs)、地域開発協力(アトランタ・プロジェクト) など多様
- 民間企業が直接社会的企業を設立するようにリードする
- 自治体を中心に非営利法人・団体、大学、研究所などが参加する地域連携型またはモデル開発型の予備社会的企業を発掘して、
- 民間企業との連携の輪の拡充など収益創出モデル補強を通じて、社会的企業として育成する
- 民間企業と政策協議会を結成して、社会的企業政策を策定するとともに、運営に民間企業の意見を常時反映させる

(*訳注)：原語に対応する漢字は「専門性寄付」、「Pro Bono」の訳、専門能力を持った人の公共奉仕のこと。

1-3. 公共サービスの革新と社会サービス市場の創出

- 公共サービスの民営化・分権化など伝達体系の改善を通じて社会サービス市場を創出し、社会的企業の市場進出機会を拡大する
- 公共サービス供給の独占分野を縮小して競争を通じた委託または市場原理による供給領域を持続的に発掘・拡大する
イギリス：80年代社会的保護領域、レジャー部門などの市場化により、社会的企業育成(レジャー部門で100余ヶ所の社会的企業が事業権獲得)
- パウチャー方式による公共サービス供給、または公共サービスの民間委託時に、社会的企業が同市場に参加できるように条件整備する
- 公共機関の購買体系を改善して社会的企業の市場を拡大する
- 価格本位・商品機能本位の政府調達決定体系を、公正取引、雇用関係、社会的責任なども反映する調達体系に改善する
- 現行の社会的企業優先購買制度の実効性を確保できるように細部の基準および購買慣行を改善する
 - ▲ 中小企業庁中小企業公共購買総合情報網(www.smpp.go.kr)と、中小企業間制限競争または指名入札に、社会的企業(商法上の会社)も含める
 - ▲ 地方自治体の条例で、社会的企業の製品やサービスの優先購買の根拠づけを準備する
イギリスは2012年ロンドンオリンピック準備に社会的企業が大量して参加
 - ▲ 競争入札審査時に社会的企業に対して加点を付与するようリードして、国または地方自治体の不用物品の無償譲与先に社会的企業を含める
- 公共機関の社会的企業購買認識改善のために、社会的企業製品案内書発刊、購買担当者懇談会、教育プログラムなどを提供する
政府調達マニュアル(Tool Kit) 製作・配布、共同ブランド化などを通じて社会的企業の公共調達力量も

強化

- 民官合同で倫理的消費(*)実態調査実施、正しい消費キャンペーン、オンラインショッピングモールなどと社会的企業の共同販売網を構築する
 - * 倫理的消費：人権・環境など特定の倫理的事案の情報を念頭に置いた選択(イギリスは 03～ 04 年中、年 15%の成長)

1-4. 社会的企業資本市場育成の基盤づくり

- 短期的には既存の制度を活用した創業支援などの方案を模索する
 - 休眠預金・財政などを通じて創業資金など融資拡大を推進する
2～4%の低利で企業当たり最大 4 億ウォン融資(08 年 50 億ウォン)
 - 社会福祉共同募金会など民間寄付金を通じた事業公募の時に、社会的企業が積極応募できる方案を模索する
 - 社会的企業(商法上の会社)が中小企業創業資金、信用保証制度など既存の制度を活用できる方案を研究する
- 社会的企業資本市場育成のための中長期戦略を準備する
 - 大型非営利財団、大企業、民間金融機関の社会貢献基金などにより、多様な社会的企業支援ファンドづくりを推進する
寄付基金組成主要非営利財団：社会福祉共同募金会、アルムダウン財団、ワールドビジョン、子供財団、クネネイバス、国際飢餓対策機構、ユニセフなど
 - 地域別に社会的企業のための地域投資機関も育成する
自治体に設置する福祉財団に、社会的企業支援のための別途ファンドを構築するとか、地域セマウル金庫など活用方案を研究
- 社会的企業の創業や資本調達を支援する組織と人力を確保して、創業や資本市場の情報統合システムを構築する
 - 経営コンサルティングと連携した資金貸出などによる創業の成功率を高めて、リスク管理能力も向上させる

【外国の社会的企業支援ファンド事例】

[1] イギリス

- ・ Risk Capital Investment Fund('08): 設立段階の社会的企業支援ために政府が 1 千万ポンドを出資
- ・ Community Development Finance Institution : 個人・企業が投資して作ったファンドで、投資者は最大 20 万ポンドまで租税を減免、貸与資金の 50%が社会的企業

[2] イタリア：社会的企業開発株式会社(COSIS)：社会的企業設立支援のために 1995 年設立

[3] アメリカ：CDFs(Community Development Financial Institution)：94 年米政府が地域開発金融機関に資金を支援するために設立

2. 創意的な事業モデルの発掘、新規設立の活性化

我が国は SRI(社会的責任投資)や社会的ベンチャー基金など社会的企業の創業基盤が脆弱

- ・ 使命感と経営能力を兼ね備えた社会的企業家の養成基盤が不十分
- ・ 政府全体として遂行中の財政支援就労事業は、家事援助など社会福祉領域の短期・低賃金の就労が大部分
- ・ 創業を希望する場合にも担保・信用能力が脆弱で、制度化された金融機関からの資金調達が難点

革新的な社会的企業家が新しい事業モデルを発掘できるように、予備社会的企業の創業支援のインフラ構築

政府の就労関連事業を社会的企業に段階的に育成

2-1. 革新的で創意的な社会的企業家の育成

- 使命感と経営能力を兼ね備えた革新的な社会的企業家の育成を通じて、予備社会的企業創業を活性化する
 - 社会的企業家養成課程を持続的拡大し(08年18課程 → 12年30課程)、標準教育課程開発、専門教育機関の育成方を準備する
イギリスの社会的企業家学校：非学位課程で実践中心の専門人材養成
 - 大学(大学院)の学位課程の専攻分野または教科課程開設を支援する
聖公会大学・崇実大学・韓国科学技術院(KAIST)・全南大学・釜山大学などで社会的企業課程開設、アメリカは60余の大学で社会的企業関連課程開設
 - 社会的企業家を対象に先進諸国の社会的企業事例を経験する機会を提供し、国際的視点を育成するとともに、先進技術の習得を支援する
民間団体を中心に社会的企業家に多様な先進事例の視察機会を提供(一緒に働く財団、07年に7チーム)
 - 青年層に国内外の多様な社会的企業の職場体験、インターン、ボランティアなどの機会を提供して社会的企業家に育成する
職場体験(毎年15千名)、海外インターン(毎年5千名)、海外奉仕(毎年4千名)

2-2. 環境・文化・地域開発など分野別育成戦略の準備

- 新しい需要が多く、市場との衝突が少なく、社会的企業の進出可能性が高い地域開発・環境・文化などの戦略分野で社会的企業の発掘・育成を推進する
 - 戦略分野別に所管省庁と社会的企業の戦略的育成のための役割分担、協力ネットワーク構築のためのMOU(覚書)を締結する
 - 政府を挙げて戦略モデル発掘し支援内容・体系などを盛り込んだ分野別育成戦略を準備する
 - 初期創業活性化のために、モデル開発費支援、自治体・企業などを通じた販路の確保、経営コンサルティング支援など、新規事業育成(インキュベーション)のための支援システムを準備する

【社会的企業育成の戦略分野(例示)】

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 農村開発、都市再設計、都農連携などの地域開発・ 新再生および親環境の対案エネルギー開発・普及・ 地域親環境農産物の生産・加工・流通と学校給食の連携・ 地方自治体のリサイクル委託事業・ 文化財日常管理、民俗村経営、韓屋ステイなど文化財保護 |
|--|

- 長期失業者、経歴断絶女性など就業能力と意欲の不足した脆弱階層に、仕事経験、能力開発、就業支援などのサービスを提供する、経過的就労提供社会的企業の育成を推進する
 - 社会的就労創出事業公募と連携して実施するが、示範実施を通じて適合モデルを設計する
雇用支援センターの仕事経験提供プログラムと連携して推進する方案の検討

2-3. 財政支援事業などを社会的企業に段階的に転換・育成

- 多様な財政支援就労を社会的企業に転換・育成して、就労の持続可能性を高め質的水準を上げる
 - 社会的企業設立ルート：社会的就労事業84ヶ所(54.5%)、障害者施設28ヶ所(18.2%)、自活共同体26ヶ所(16.9%)など
 - 事業別収益性分析を通じて市場が形成されている分野や、今後市場創出が可能な分野の就労事業を段階的に社会的企業に転換する

- 収益モデルの発掘や経営支援、段階別財政支援の等差づけや間接的な支援体系の構築を通じて社会的企業化を支援する
- 財政支援事業の自立を支援して、予備社会的企業を発掘するための財政事業分野別アクションプラン(Action Plan) を準備する
 - 自立可能性と社会目的性を考慮した優先順位を定めて、組織間の有機的連携・合併をリードする

社会的企業は公共性と自立性を追求する地域密着型の社会サービス提供機関で、サービスの質や勤労者の雇用条件を向上させて、政府財政支出を縮小させることのできるモデル

【社会的企業で育成可能な財政支援事業(例示)】

- 社会サービス就労事業(08年 228,154人)
 - * 福祉部(保健福祉家族部)のバウチャー供給機関、社会サービス先導事業、教科部(教育科学技術部)のきれいな学校作り、文化部(文化体育観光部)の芸術講師運営など
- 自活勤労事業団(07年 2,562ヶ所)、自活共同体(07年 687ヶ所)
 - * 家屋修理、清掃、リサイクル・ごみ収去、看病分野
- 障害者標準作業場(07年 65ヶ所)
 - * 子会社型障害者標準事業場(08年 施行): POSCO のポスウィドなど4ヶ所
- 障害者職業リハビリ施設(06年 319ヶ所)
- バウチャー事業参加機関、老人長期療養施設など

2-4. 予備社会的企業育成システムの構築

- 労働部の社会的就労創出事業を、予備社会的企業の発掘・育成のルートに活用する
 - 従前の企業連携型以外に、地域連携型とモデル発掘型を導入して、モデル発掘支援団(中央および市道) 結成・運営など支援を強化
- 地域連携型
 - 予備社会的企業の事業主体が地方自治体の協力援助の下に大学、研究所、公共機関、非営利法人・団体などと連携して自活力や市場競争力を整える支援を行い、これを社会的企業へと育成する

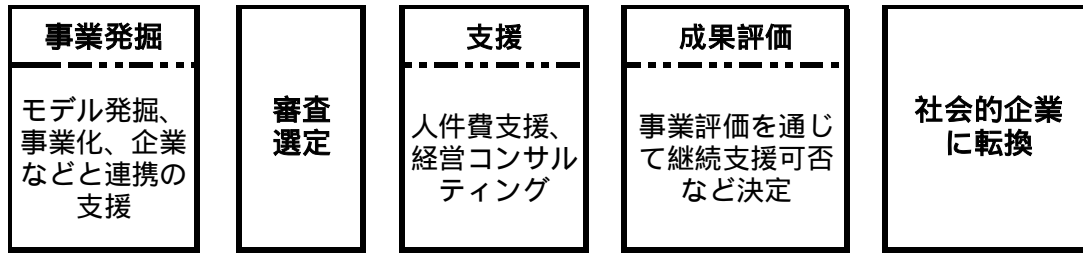
〔地域社会連携(例示)〕

自治体	事業委託、優先購買、購買支援、遊休地など敷地支援など
研究所	事業発掘及びモデル化支援、経営支援、教育訓練支援など
公共機関など	現金・現物支援、経営支援(専門ボランティア)、教育訓練、ボランティアなど

- モデル発掘型
 - 事業アイテムは良くとも連携や収益モデルが多少不十分な事業も、一定期間(例えば6ヶ月)内に連携型に転換するという計画の提出時に、これを支援して社会的企業に育成する
 - 収益モデル発掘などのために事業開発・研究費、教育訓練費が特別に必要な場合、支援を受ける人件費の一定範囲内で事業開発費を追加で支援する

事業開発費はあらかじめ使用計画の提出を受けて、厳格に審査した後、例外的に等差をつけた支援を行い、濫用を抑制する

〔予備社会的企業育成の手続き〕



2-5. 創業支援インフラの構築と創業障壁の除去

- 革新的な社会的企業創業モデルを発掘し支援する
 - 民官共同の「社会的ベンチャー(Social Venture)*コンテスト」を支援する
 - * 社会的ベンチャー：社会的価値(社会的変化、成果)と経済的価値(財務的利益)を同時に追求する草創期事業
 - 優秀事例出品者に対しては、授賞、海外の社会的企業インターンシップなどインセンティブを提供して、事業化のための創業資金貸付や経営コンサルティングなどを支援する
事業発掘段階での創業メンタリングなど優秀モデル開発支援、創業の後にはコンサルティング、事後管理など事業の持続可能性を向上
- 創業支援センター、資金助成などの創業支援インフラを構築する
 - 短期的には休眠預金、宝くじ基金などを活用して、(予備)社会的企業創業資金融資や社会的企業ファンドをつくる
 - 国と自治体協力の創業支援センターを設置して、地域実情に合ったモデル発掘、創業に必要なコンサルティングや資金などを支援する
短期的には中小企業庁創業支援センターを通じて、法人設立、各種登録、認許可など創業過程で経験する支障の解消を支援する
- 社会的企業の創業や活性化に障害となる制度的障害要因を調査して整備する
 - 消費者生活協同組合の場合、営業による収益活動の範囲を広く解釈するなどの社会的企業に転換する方案を検討する
 - 社会的企業の創業時や施設購入時の登録税・取得税・財産税などの減免を推進する
創業中小企業、創業ベンチャー中小企業は租税特例制限法および地方税法に基づいて、取得税と登録税は免除、財産税は 50%減額

3. 社会的企業の経営革新の支援

社会的企業が持続可能な企業に成長するためには経営革新が緊要だが、いまだに主に財政支援に期待する傾向

- ◆ 設立・運営支援機関の指定を通じて経営コンサルティングを支援するも制限的で単発的
- ◆ 非営利組織として出発した社会的企業は、会計処理など企業経営に対する専門性不足で経営透明性が低い段階
- ◆ 社会的企業支援のための業種別・地域別ネットワークなどインフラも充分でない実情
診断と支援を連携した個別対応型経営コンサルティング支援体系の確立
会計および成果管理強化方案準備など、経営透明性の向上
社会的企業支援のための業種・地域別ネットワークの拡充

3-1. 個別対応型経営コンサルティングの支援強化

- 一般経営、デザイン・マーケティング革新、生産性向上など、分野別で需要者中心のクーポン制経営コンサルティングシステムを導入する
中小企業庁クーポン制コンサルティング参加機関と社会的企業設立支援機関などでコンサルティング参加機関プール(pool)を結成・運営して、社会的企業がコンサルティング支援機関を選定できるようにした需要者中心の支援システムを構築する

- 商法上の会社組織の社会的企業は、中小企業クーポン制コンサルティングに参加できるように中小企業庁と連携する
 - ただし、地域連携を通じた自立基盤拡充、社会的目的と収益活動との調和など社会的企業に特殊な経営コンサルティングは、社会的企業支援センターを通じて追加募集・支援
- 非営利組織の社会的企業には、社会的企業支援センターを通じてクーポン制コンサルティングサービスを提供
 - 社会的企業支援センターはコンサルティング参加機関プール管理、支援対象社会的企業選定、事後管理などコンサルティング支援業務を総括
- 実践に見合う情報提供のためのオンライン情報網を拡充する
 - 社会的企業の分野別、発展段階別、需要別に個別対応の多様な支援情報を提供することができる On-line システムを構築する
 - 社会的企業ホームページを Business link 水準で改編して、中小企業総合情報提供システムと連携する
- 社会的企業の経営や労務管理の支援を強化する
 - 労務・会計・マーケティングなど専門人材採用のための人件費を支援する
 - 専門人材人件費(3 人以内、月 120 万ウォン/1 人、最長 2 年)の支援期間ならびに支援水準の上方修正を検討するが、長期的には中小企業専門人材採用奨励金と統合する方案を検討
 - 提供引退した専門人材などによる人事労務・会計・マーケティングなど、分野別社会的企業支援専門奉仕隊を結成し運営する
 - 労務管理マニュアル普及、労働行政総合コンサルティング提供、社会的企業支援センターの常時労務管理支援など、労務管理支援サービスを拡大する
 - 雇用支援センターの社会的企業合致型求人支援サービスを内実化する(深層相談、職業適応訓練、採用補助金などを活用)
- 社会的企業従事勤労者の職業能力開発の支援を拡大する
 - 職業能力開発実態調査(09 年)後、業種別・地域別の職業訓練プログラム開発など改善方案を準備する
 - 社会的企業訓練コンソーシアム設置方案の検討
 - 勤労者の能力開発を支援する社会的企業に、一定限度の能力開発口座(*訳注)を発給する(09 年方案準備)

(*訳注): 求職者などに一定の金額を支援して、主体的に職業能力開発訓練に参加できるようにするとともに、個人別の訓練の履歴を総合的に管理する制度(受講料の 20%、一人 200 万ウォン以内の給付)。李明博大統領の 5 大國政指標の 2「人材大國」の重点課題に位置づく。支援内容は日本の現在の「教育訓練給付金」制度に似ている。(「世界の厚生労働 2009」TKC 出版、2009. 1、pp.93-94 参照)

3-2. 内部経営透明性の向上

- 認証社会的企業に対する事後管理を強化する
 - 社会的企業に対するモニタリングを強化し、周期的な評価を実施し、認証要件に達していない企業は認証を取消す
 - 社会的企業の年度別成果報告書の内実化と関連資料の DB 化を推進する
 - 社会的企業の経営成果や評価結果を社会的企業ホームページなどに公開して、社会的企業の透明性と信頼性を確保する
- 経営や会計の透明性向上のための支援を拡大する
 - 社会的企業に適合した社会的会計・評価モデルを構築し、Tool-kit 提供などを通じて会計の透明性を向上させる
 - 社会的企業成果測定モデル(SROI)の開発研究推進、09 年 社会的企業研究院)
 - 財政支援を受ける社会的企業の会計支援機関外部監査を義務化する
 - 現在 1 ヶ所である会計支援機関拡大推進(09 年までに 3 大圏域別に 3 ヶ所以上に拡大して、10 年までに市道別 1 ヶ所以上に拡大)
 - 1 社 1 社会的企業連携を通じて民間企業の経営ノウハウが伝授できるように専門ボラン

ティア(Pro bono: < 公共奉仕 >) 協約の風土をつくる

労働部、ディロイト-アンジン会計法人、SESNET (社団法人社会的企業支援ネットワーク) 専門ボランティア協約締結(08 年 7 月)

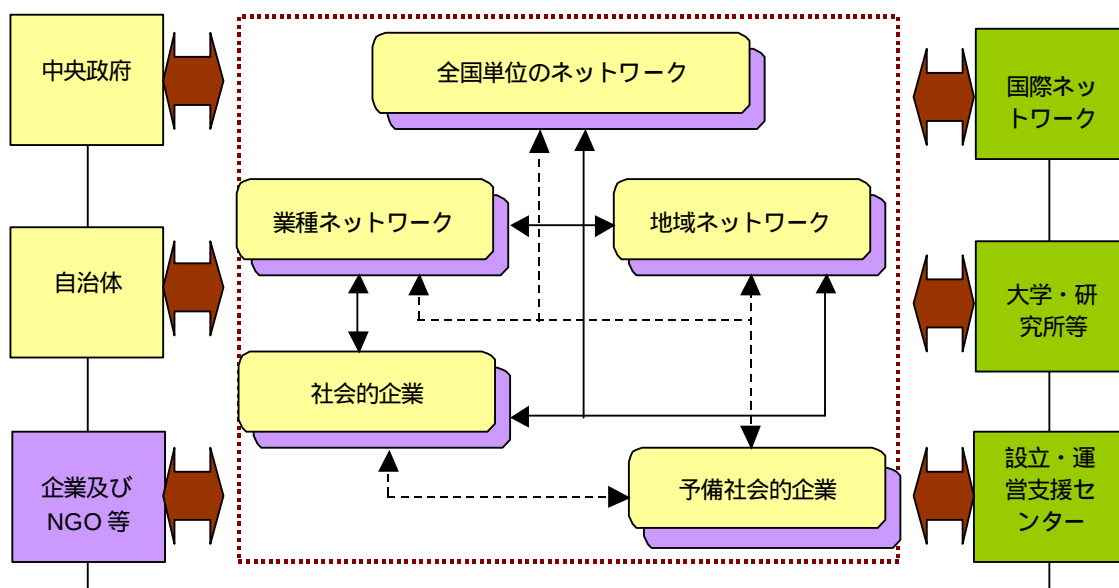
麻浦区役所、失業財団、民間企業合同でボランティアグループ結成(08 年 9 月)

ダウン(ブログ製作)、ナウコン(ホームページ製作)、オープン・サイバー大学(OCU、社会的企業人材育成)、SCG、韓国経営コンサルタント協会(専門コンサルティング) など

3-3. 社会的企業支援ネットワークの構築

- 業種別・地域別の社会的企業ネットワークの構築・運営を支援する
 - 社会的企業集団、共同マーケティング、フランチャイズなど、市場競争力拡充のための交流・協力を強化する
 - 廃PC 共同処理、共同ブランド “ Clean Service 清 ”、共同物流センター運営など
- 韓国社会的企業協議会 社会的企業関連機関連合(社会的企業、資金支援機関、コンサルティング機関、社会的企業アカデミー、設立・運営支援機関など) など全国ネットワーク活性化を支援する
 - 社会的企業間の連携・協力の求心体の役割、社会的企業に対する価値確立、世論形成、情報交流などの機能を遂行する
 - イギリスでは、社会的企業連合(SEC)に、設立(02 年)後 3 年間の財政支援
- 企業・NGO など民間と社会的企業間の協業を進める
 - 大企業、大型 NGO 団体などが参加する社会的企業政策協議体の結成・運営を通じて情報交流を活性化する
 - 民間の社会貢献活動を社会的企業設立・支援と連携できるモデルを開発し広める
- 国際交流・国際協力を活性化させる
 - OECD 諸国の社会的企業専担政府組織間、業種別社会的企業ネットワーク間の相互協力のための覚書 (MOU) 締結を推進する
 - 国際フォーラム開催、国内外社会的企業活動家大会の開催、諸国間比較研究など交流・協力を拡大する

〔社会的企業支援ネットワーク体系図〕



4. 社会的企業育成システムの構築

社会的企業制度化初期段階で多様な社会的企業の類型を勘案した政府支援原則と哲学（理念）の不在

- ◆ 同時に、関係省庁、自治体、予備社会的企業などの社会的企業育成の機能と役割に対する合意も成り立たない状態

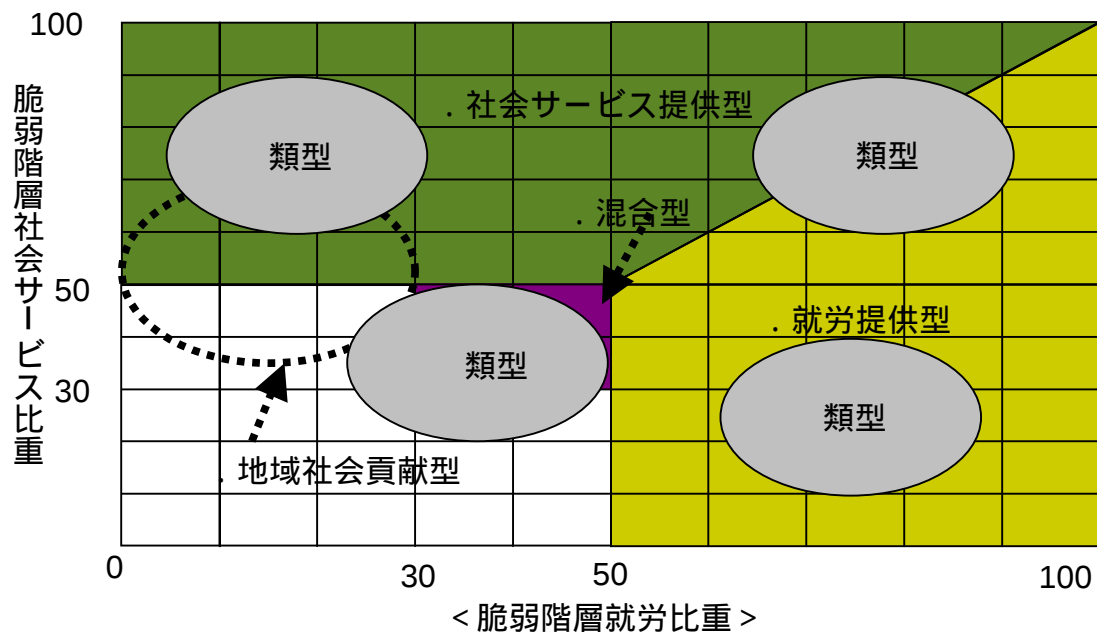
社会的企業類型別・成長段階別育成支援原則の確立

制度別、関係省庁別の重複財政支援予防システムの構築

関係省庁、自治体、民間の社会的企業育成役割モデル確立

4-1. 成長段階別政府支援原則と哲学（理念）の確立

- 社会的企業の類型と成長段階による標準化された支援体制を構築し運営する（09年実態調査実施）
 - 初期段階では、人件費など財政支援と優先購買・税制減免などの経営支援を並行させるが、市場性の程度によって等差をつけた支援とする
 - 成長段階では、財政支援は必要最小限の範囲に制限して、優先購買、税制、融資など経営支援を通じた生存可能性を模索する
- 類型別、成長段階別支援方案(例示)



- **類型(就労提供型)**：初期段階は人件費支援が緊要、長期的(例えば 3～5 年)には人件費支援の度合いを縮小(例えば 100%, 70%, 50% など)し、経営支援を通じて自立をリードする
 経過的就労提供型は人件費、教育訓練費、相談・斡旋など就業支援費用の持続支援が必要、ただし、長期的には成果補償の拡大を通じて持続可能な就労への転換を拡大
- **類型(社会サービス提供型)**：初期段階は商品・サービス購買、制限的人件費などを支援し、長期的には公共調達・税制などの支援を通じて自立をリードする
- **類型(就労および社会サービスの統合提供型)**：公共性がもっとも高い類型で、**類型**と**類型**の支援内容を混合支援するが、自立基盤がより容易に構築するために特化してリードする
- **類型(混合型、地域社会貢献型)**：初期段階から人件費などの財政支援は止揚して、モデル開発費、ネットワーク構築・運営費などの経営支援を通じて自立モデルでの戦略的育

成を行う

- 社会的企業認証制度内実化の推進
 - 類型別に認証要件を精緻に再設計し、周期的に類型を再分類して管理するなど認証制運営を内実化する

4-2. 社会的企業支援制度間連携システムの構築

- 社会的企業の類型別に恩恵を受けることができる政府支援内容を総合整理し、社会的企業支援マップ(Map)を作成して、
 - 同支援マップを土台に、類型別に適切な支援制度とマッチングすることにより、社会的企業支援の効果を向上させる
 - 他の法律や制度による支援制度を活用できる場合には、当該支援を優先的に受けるようにして、社会的企業固有の支援制度は死角地帯を解消するのに主力
 - 一定のサイクル(例えば5年)ごとに実態調査を実施し、支援マップと支援制度を修正・補完する

【社会的企業が活用可能な支援制度(例示)】

- ◆ 人件費など現金支援：雇用促進奨励金、障害者雇用奨励金、中小企業専門人材採用奨励金、社会的就労創出事業、自治体財政支援など
- ◆ 施設・設備など現物支援：障害者雇用施設、自活共同体、中小企業雇用環境改善、自治体施設無償提供などの支援
- ◆ 融資など金融支援：中小企業創業・運営関連各種融資、社会的企業施設費・運営費貸付など

4-3. 自律と分権に基づいた育成・管理システムの準備

- 関係省庁の参加を拡大し、役割分担の体制を構築する
 - 労働部：政策および制度の総括、労働統合型社会的企業育成
 - 企画財政部・行政安全部・中小企業庁など：税制減免、企業支援制度連携
 - 福祉福祉家族部・環境部・文化体育観光部・行政安全部・農林水産食品部など：社会福祉、環境、文化、地域開発などの分野別社会的企業育成のための条件づくり、戦略的社会的企業育成
 - 中小企業庁など関係省庁の参加・協力増進のため、社会的企業育成委員会の拡大改編と運営内実化を推進
- 社会的企業育成に関する地方自治体の役割を強化する
 - 社会的企業関連権限の自治体委任など、地域中心の社会的企業育成の基盤準備のための法・制度を整備する
 - 市道委任事務例示：認証受付、財政支援、指導監督、過料賦課など事後管理
 - 自治体は地域内地域実情に見合った社会的企業モデルを発掘し、社会的企業育成のための条件・基盤づくりを行う
 - 民官合同の地域別社会的企業育成委員会などの協議体結成・運営、社会的企業専担組織結成など推進体系の整備、制度的支援基盤(条例制定・改定など)の準備
 - 全州市は08年1月に社会的企業育成関連条例を制定し、同条例を根拠にして“リサイクル品および大型廃棄物の収集・運搬、リサイクルセンターの設置・運営”委託事業者公募(08年4月)時の社会的企業に対して10点の加点付与　その結果社会的企業(人と環境)が受託事業者に選定される
 - 自治体の社会的企業支援拡充のための支援方案を模索
 - 教育訓練、優秀自治体インセンティブ(海外研修、褒賞、財政支援など)の拡充
- 政府と民間の役割分担を体系化する
 - 政府の直接的な財政支援は必要最小限の範囲に限定して、民間の自発的な協力増進のためのネットワーク構築支援など、基盤づくり・条件づくりに主力を置く
 - 非営利法人・団体、(予備)社会的企業などは、業種別・地域別ネットワークなどを活用して地域リソースを収集し、その活用力量を向上させる

- 民間企業は社会貢献活動と連携して、社会的企業の設立・運営の支援方を積極的に模索する
教保生命の大韓教育保険ダソムが看病事業団、SK テレコム of 幸せお弁当など社会的企業の設立・運営事例
- 専門性と公正性の重要な業務を専門機関に委託して遂行する
社会的企業支援センターを設立して、社会的企業認証、成果モニタリング、経営コンサルティング、創業資金貸し付け、認識改善広報など関連業務委託の推進

推進体系および役割分担

1. 推進体系

□ 中央省庁

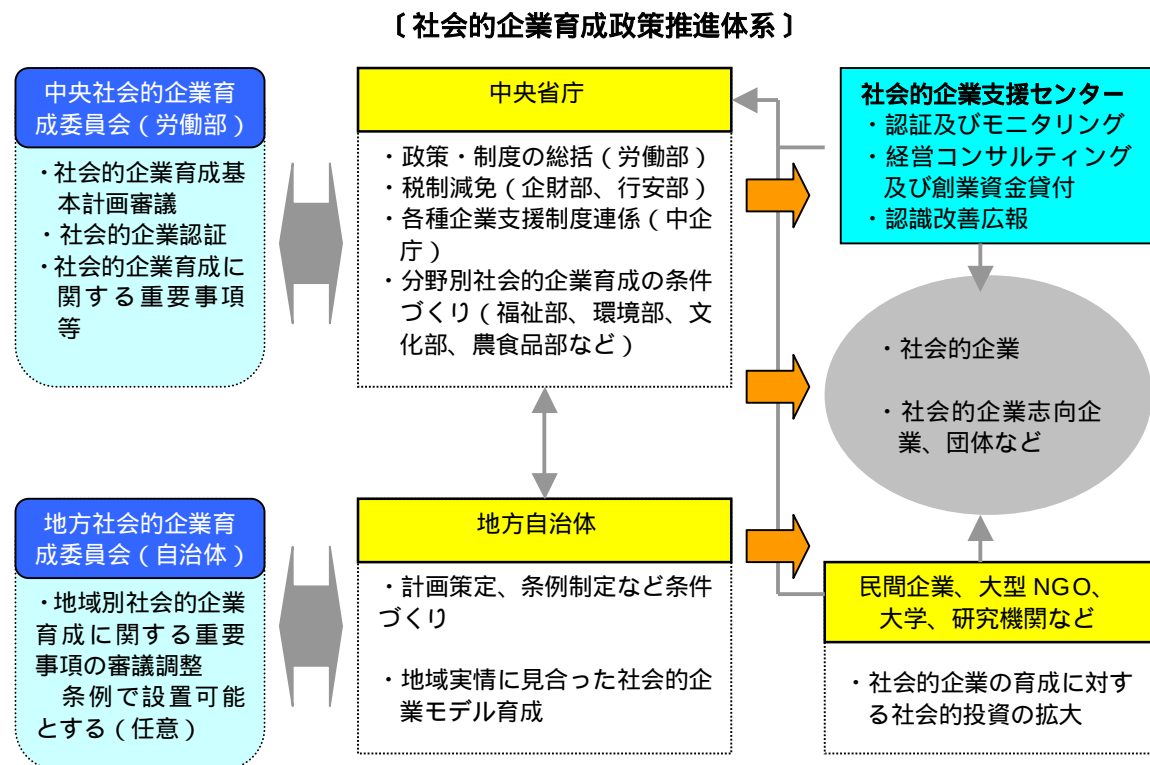
- 中央の社会的企業育成委員会(委員長：労働部長官)を中心に社会的企業育成のための制度的基盤・条件づくり

□ 地方自治体

- 地方の社会的企業育成協議体(委員長：市道知事など)を中心に条件づくり、地域特性に見合った社会的企業育成モデルの発掘

□ 民間部門

- 社会的企業設立・運営、社会的企業に対する投資、コンサルティング・成果モニタリングなどの運営・評価支援など



2. 課題別役割分担

（略）
以下略

以上